



2022年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社アオキスーパー  
代表者名 代表取締役社長 青木 俊道  
(コード：9977、スタンダード市場)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 黒澤 淳史  
(TEL. 052-414-3600(代表))

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月26日開催予定の第48回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行のとおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (24) (条文省略) (新設)	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (24) (現行のとおり) <u>(25) 電子マネー及び電子的価値情報の発行、販売及び管理</u>
<u>(25) 前各号に付帯、関連する一切の業務</u>	<u>(26) 前各号に付帯、関連する一切の業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第15条 (条文省略)  <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3条～15条 (現行のとおり)  (削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで<del>に</del>書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第17条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第17条～第44条 (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p>1 現行定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日及び定款変更の効力発生日 2022年5月26日

以 上